○玉村町犬及び猫の避妊又は去勢手術費補助金交付要綱

平成9年1月10日 要綱第1号

改正 平成10年3月30日要綱第3号

平成14年3月25日要綱第3号

平成15年3月31日要綱第5号

平成16年3月1日要綱第1号

平成16年9月24日要綱第7号

平成17年3月31日要綱第9号

平成19年3月22日要綱第7号

平成27年3月27日要綱第16号

平成31年3月6日要綱第5号

令和2年3月31日要綱第13号

(趣旨)

第1条 この要綱は、犬及び猫の繁殖のうち飼育者の望まないものを抑制することにより、野犬及び野猫の発生を防止するため、犬及び猫の避妊又は去勢手術(以下「避妊手術等」という。)に要する費用の一部を補助することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

- 第2条 補助金の交付を受けることができる者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第8 1号)の規定により玉村町の住民基本台帳に登録されており、かつ、そのものの属する 世帯員全員に町税の滞納がないものであって、次に掲げる要件を満たす犬又は猫を飼育 しているものとする。
 - (1) 販売を目的としていないこと。
 - (2) 犬の場合にあっては、狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)に基づく狂犬 病予防接種を済ませていること。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次に掲げる額又は当該手術に要した費用の少ない方の額とし、1 世帯につき同一年度内1頭を上限に避妊手術等の費用の一部を補助するものとする。

- (1) 避妊手術 1頭につき4千円
- (2) 去勢手術 1頭につき2千円

(補助金交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、玉村町犬及び 猫の避妊手術等補助金交付申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。 (補助金の交付決定)

第5条 町長は、補助金交付申請書の内容を審査し、補助金の交付を決定又は却下したときは、玉村町大及び猫の避妊手術等補助金交付決定・却下通知書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。

(避妊手術等の実施)

第6条 前条の規定により補助金交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。) は、その日から30日以内に開業獣医師による避妊手術等を実施するものとする。

(避妊手術等実施報告)

第7条 交付決定者は、手術実施後30日以内に避妊手術等実施報告書(様式第3号)を 町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 町長は、前条の規定により提出された避妊手術等実施報告書を審査し、適正と認められたときは、補助金を交付する。

(補助金交付の取り消し)

- 第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付決定を取り消すものとする。
 - (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
 - (2) 補助金交付の条件に違反したとき。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月30日要綱第3号)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月25日要綱第3号)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月31日要綱第5号)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月1日要綱第1号)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年9月24日要綱第7号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に様式の規定に基づいて作成されている用紙は、この要綱の規 定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(平成17年3月31日要綱第9号)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月22日要綱第7号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(玉村町犬の避妊又は去勢手術費補助金交付要綱の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にある第5条の規定による改正前の玉村町犬の避妊又は去勢手 術費補助金交付要綱による様式(次項において「旧様式」という。)により使用されて いる書類は、同条の規定による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成27年3月27日要綱第16号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月6日要綱第5号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日要綱第13号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。